

令和 3 年度災害復旧工事に係る主任技術者の専任  
及び現場代理人の常駐義務緩和に関する手続きについて

松江市財政部契約検査課  
建設工事監理室

令和 3 年 12 月 1 日以降に松江市が入札公告及び指名通知する工事については、令和 3 年度発生豪雨等災害の特例措置として主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和します。兼務を希望する場合は、下記のとおり手続きをお願いします。

	主任技術者	現場代理人
適用対象明示	入札公告及び入札仕様書に記載	特記仕様書、施工条件書において要件を明示
兼務の協議・申請手続き等	<他の工事に専任の主任技術者として従事している者を、入札公告中の工事の主任技術者として予定する場合> ①兼務に関する協議書を提出 既契約工事…工事担当課へ※ 入札公告中工事…契約検査課へ ②各工事の発注者が発行した「専任を要する主任技術者の兼務を承認した書面」を、競争参加資格確認申請時に配置技術者届に添付し提出。	契約後、「現場代理人・主任技術者等届」とあわせ、各発注者が発行した「現場代理人の兼務を承認した書面」を工事担当課に提出。

※島根県工事と兼務する場合の協議書等提出先については、島根県にご確認ください。

<注意事項>

- ・兼務を希望する双方の工事の発注者が、兼務を認める場合に限り、兼務が可能です。
- ・総合評価において「若手・中堅・専任指導技術者」として加点した技術者は、兼務制限の緩和の対象外とします。
- ・低入札価格調査を行った工事において、専任での配置が必要となった技術者は、兼務制限の緩和の対象外とします。

<お問い合わせ>

- ・入札手続きに関すること・・・松江市財政部契約検査課(Tel55-5403)
- ・兼務要件に関すること …… // 建設工事監理室(Tel55-5669)